



宮 崎 県 公 報

平成31年2月28日(木曜日) 第 3076 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

目 次

告 示	頁	公 告	頁
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知…………… (自然環境課) 1		○土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 1	

告 示

宮崎県告示第 144号

森林法(昭和26年法律第 249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成31年2月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

一(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎県えびの市(次の図に示す部分に限る。)

(二) 指定の目的 水源の涵養

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
宮崎県えびの市(次の図に示す部分に限る。)

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

二(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎県えびの市(次の図に示す部分に限る。)

(二) 指定の目的 土砂の流出の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種を定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

三(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 宮崎県えびの市(次の図に示す部分に限る。)

(二) 指定の目的 土砂の崩壊の防備

(三) 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、山之口土地改良区(都城市)の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成31年2月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	北 園 絃 美	都城市山之口町富吉3943番地
理 事	川 内 辰 雄	都城市山之口町花木 781番地 4
理 事	迫 園 正 男	都城市山之口町花木2054番地
理 事	田 上 義 行	都城市山之口町富吉2534番地 6
理 事	蔵 屋 悟	都城市山之口町花木2038番地 5
理 事	連 城 守	都城市山之口町花木1648番地
理 事	原 田 保 志	都城市山之口町富吉4158番地
監 事	下 西 弘 美	都城市山之口町花木2437番地
監 事	北 園 敏 夫	都城市山之口町富吉3981番地 1

(任期：平成35年1月10日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	北 園 紘 美	都城市山之口町富吉3943番地
理 事	川 内 辰 雄	都城市山之口町花木 781番地 4
理 事	迫 園 正 男	都城市山之口町花木2054番地
理 事	連 城 守	都城市山之口町花木1648番地
理 事	田 上 義 行	都城市山之口町富吉2534番地 6
理 事	蔵 屋 悟	都城市山之口町花木2038番地 5
理 事	原 田 保 志	都城市山之口町富吉4158番地
監 事	下 西 弘 美	都城市山之口町花木2437番地
監 事	北 園 敏 夫	都城市山之口町富吉3981番地 1